

令和7年度の 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、米・麦・大豆等について、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図ることを目的に実施しています。
令和7年産の主な交付金内容・単価を以下のとおりご案内します。

水田活用の直接支払交付金

交付対象水田で対象作物を作付け・販売している農業者が対象

【交付対象水田について】

畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促す一方、水田機能を維持しながら、麦・大豆等の畑作物を生産する農地については、水稲とのブロックローテーションを促す観点から5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年以降交付の対象としない方針としています。

※「5年水張りルール」については、国の方針により今後見直しされる可能性があります。

助成	対象作物等	交付単価(10aあたり)
戦略作物助成 ※基幹作のみ対象 実需者との出荷・販売契約 等の締結が必要	麦、大豆、飼料作物	35,000円 ※多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う年は1万円
	WCS用稲	80,000円
	加工用米	20,000円
	飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000円～105,000円
産地交付金 (国の設定する取組)	新市場開拓用米の複数年契約	10,000円 ※3年以上の新規契約を対象にR7年度に配分
	そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	20,000円
産地交付金 (県の設定する取組) 【地域振興作物助成】	きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン(未成熟とうもろこし)、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい、コギク、スプレーギク、こんにゃく	7,000円(暫定) ※単価調整により金額が変更となる可能性があります。

畑地化促進助成

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)を支援します。

	①畑地化支援	②定着促進支援
高収益作物	10.5万円/10a	2(3※)万円/10a×5年間 または 10(15※)万円/10a(一括) ※加工・業務用野菜等の場合
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	2万円/10a×5年間 または 10万円/10a(一括)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

対象作物を販売目的で生産する認定農業者・認定新規就農者・集落営農が対象

数量払の交付単価は、対象作物の「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として、品質区分に応じて設定しています。

(参考)平均交付単価(令和5年～7年産に適用)【抜粋】

対象作物	免税事業者向け	課税事業者向け
小麦	6,340円/60kg	5,930円/60kg
二条大麦	6,160円/50kg	5,810円/50kg
六条大麦	5,150円/50kg	4,850円/50kg
はだか麦	9,160円/60kg	8,630円/60kg
大豆	9,840円/60kg	9,430円/60kg
てん菜	5,290円/t	5,070円/t
でん粉原料用ばれいしょ	15,180円/t	14,280円/t
そば	17,550円/45kg	16,720円/45kg
なたね	8,130円/60kg	7,710円/60kg

※農産物検査機関にて検査を受けることが必須です。等級により単価は異なります。
※実需者との播種前契約や直売所等への販売計画の提出が必須です。

基本ルール

- 免税事業者向け単価の適用に当たっては、2年前(2期前)の収入・売上げが1千万円以下であることにより要件確認を行います。
- **免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向け単価が適用**されます。
- 後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合には、本交付金は全額不交付・返還となります。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。
- 農業者ごとの収入差額の計算にあたっては、毎年定める地域別及び品目別の標準的収入額及び当年産収入額と、農業者の生産実績数量から換算した生産面積を用います。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担するため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。

各交付金の申請期限

令和7年6月13日(金)までに交付申請書等を提出してください。

様式は沼田市ホームページからダウンロードできます。

市HPから で検索

【お問い合わせ・提出先】沼田市農業再生協議会事務局(沼田市役所農林課)
☎0278-23-2111

令和7年3月作成

詳しくはこちら

